

## 第5節 生活衛生対策

### ポイント

#### 現状と課題

- ・豊かな県民生活に密着した対策として生活衛生関係事業者、建物所有者、水道事業者、自治体等に対して健全な営業と良好な衛生水準の向上を図っていくことは県民の福祉を向上する観点から引き続き重要な課題である。



#### 対策

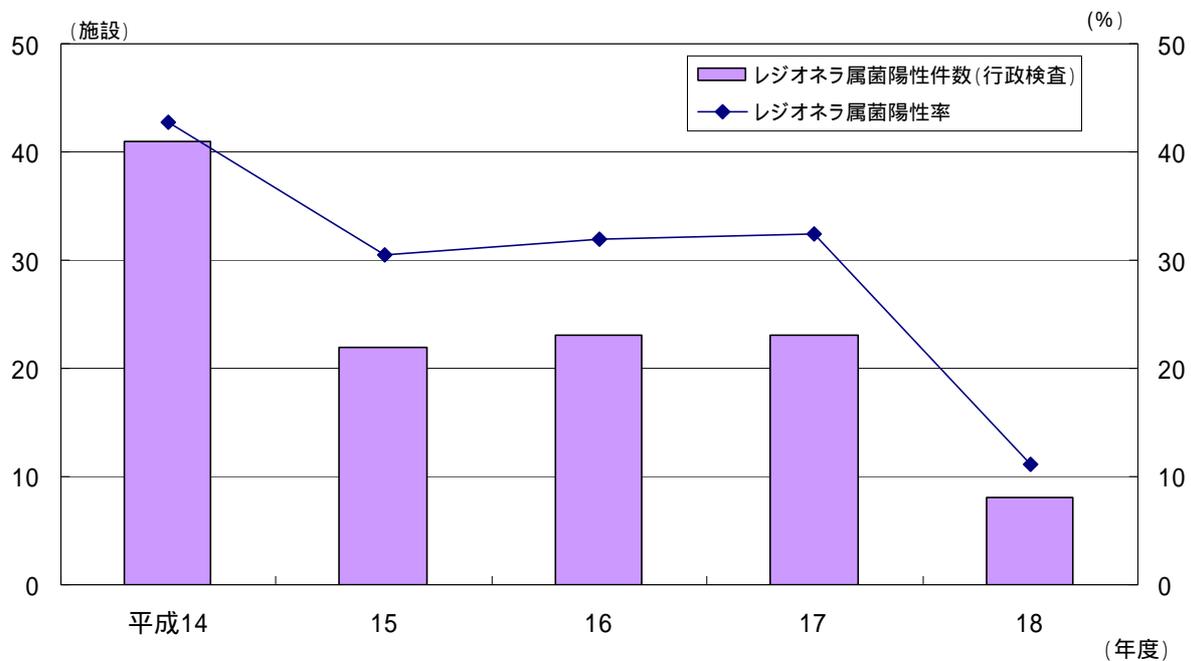
- ・生活衛生関係営業施設の衛生管理の徹底
- ・特定建築物における衛生管理上の推進
- ・水道水の安全確保
- ・災害時における安全な水道水の確保対策

### < 現状と課題 >

県民の多くが利用する生活衛生関係営業施設や特定建築物において、空調設備や循環浴槽などの衛生管理の不備に由来するレジオネラ症などの健康問題が注目されており、特に抵抗力、免疫力の低下した高齢者が利用する社会福祉施設などでは衛生管理が適切に行われていない事例も見られます。

このような生活衛生関係の営業施設、公衆浴場及び旅館等の入浴施設において衛生的なサービスが提供されなければなりません。

図 - 1 公衆浴場等における浴槽水の水質検査状況の推移



資料: 衛生薬務課

住環境に起因する健康被害や不特定多数の人が利用するビル、プール等の衛生管理に対する情報提供が少ないことから、事業者と協力し、安全で快適な住まいに関する認識の向上を図り、安全・安心な県民生活を保持する必要があります。

各水道事業体では施設設備が老朽化し、多くが更新の時期を迎えています。

また、水源周辺の環境は開発等により多様に変化しています。

このような中で、事業体は、より安全な水質を確保し住民に対し安定的に供給する必要があります。

災害時における地域住民への水道水の確保は重要ですが、未だに水道災害防止計画が策定されていない市町村があります。

災害時に迅速な対応と応援が行われるために計画の策定が必要です。

## < 対策 >

### 1 生活衛生関係営業施設の衛生管理の徹底

営業施設の衛生確保

理容や美容、クリーニングなど、生活に密着したサービスが衛生的に提供されるよう、生活衛生関係の営業施設の監督指導を行うとともに、公衆浴場や旅館等の入浴施設の水質自主検査（レジオネラ属菌他）の徹底を図り、衛生の確保をします。

### 2 特定建築物における衛生管理向上の推進

安全な居住空間

安全で快適な居住空間を確保するため、建築物に起因する健康問題に関する知識の普及啓発を図るとともに、不特定多数が利用するビルやプール等の自主的な衛生管理の徹底を図ります。

### 3 水道水の安全確保

安全な水の供給

事業体の施設整備計画に対する指導を行い、災害に強い水道施設の整備促進を図ります。

水道事業の広域化を促進し、安全な水道水の安定的な供給を図ります。

県水道水質管理計画に基づく収去検査の実施等、水道水質の安全を確保します。

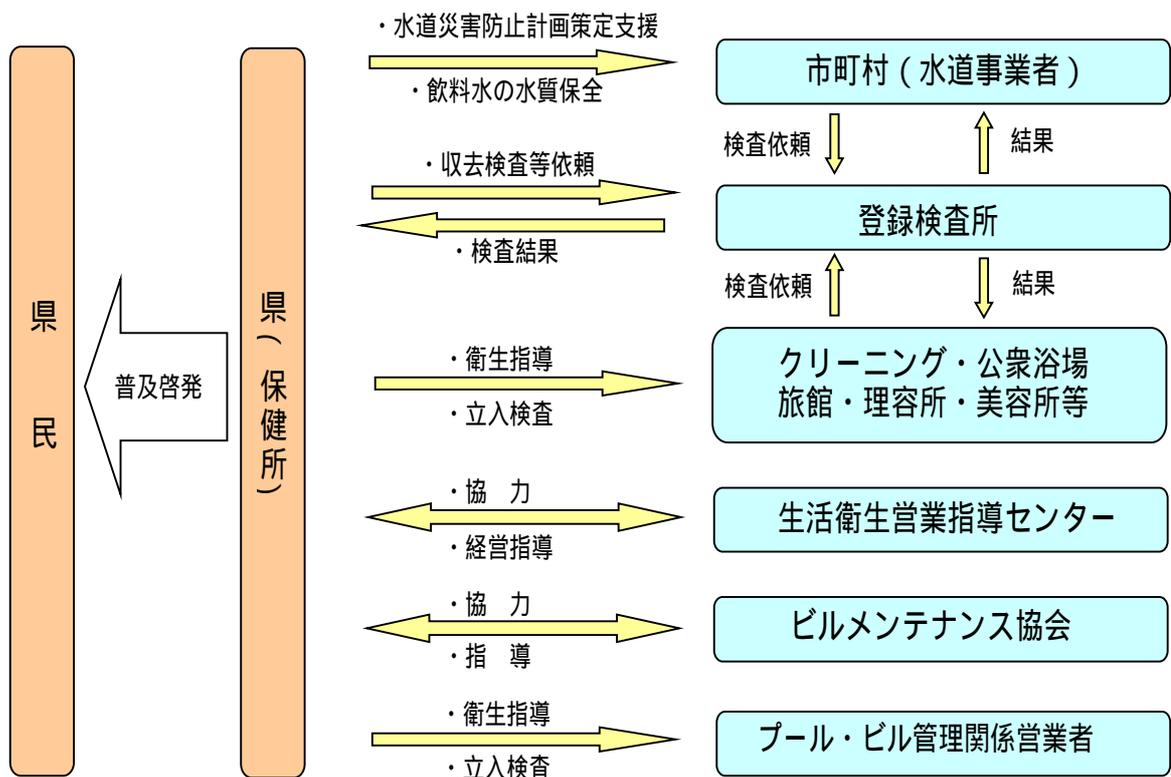
#### 4 災害時における安全な水道水の確保対策

災害時の連携

市町村における水道災害防止計画策定の支援、推進を図ります。

水道災害情報伝達訓練を実施します。

##### < 推進体制 >



##### < 指標(数値目標) >

目標項目等	現状	平成24年度目標
営業施設等の監視率 ・旅館 ・公衆浴場 ・特定建築物	25%(H18) 45%(H18) 21%(H18)	30% 50% 30%
水質基準違反率	1.4%(H17)	0%
水道災害防止計画策定率	63.4%(H18)	100.0%